

県発注工事における現場代理人 の兼務要件の緩和について

令和6年4月 土木監理課

令和6年度改正点について

- 令和2年4月1日～ 請負代金7千万円未満の工事を対象に2件まで兼務可



- 令和5年4月1日～ いずれも請負代金4千万円未満の場合は3件まで兼務可



- 令和6年4月1日～ 現場代理人の常駐義務の緩和を受けている期間は、「大規模・高難度」等であっても兼務可

現場代理人の兼務を認める基準について

次の要件を全て満たす場合は、現場代理人を兼務できるものとする。

(下線部以外は従前と同じ取扱い)

- ① いずれも請負代金7,000万円未満の工事であること。
ただし、いずれも請負代金4,000万円未満の場合は3件まで、請負代金4,000万円以上の工事を含む場合は2件までとする。
- ② いずれも同一事務所発注（本庁においては同一所属発注）の工事であること。
- ③ 道路維持修繕、舗装修繕、交通安全施設、河川維持修繕、雪氷対策等のいわゆる「点々工事」（以下「点々工事」という。）及び香川県工事請負契約約款第10条第3項の規定に基づき現場代理人の常駐義務が緩和されている期間（以下「緩和期間」という。）中の工事を除き、兼務する工事現場の相互の間隔が10km程度以内（自動車通行可能経路）であること。
- ④ 「大規模・高難度」、「特殊」、「騒音・振動・交通管理の面で周囲への影響（問題発生）が懸念される」工事の場合、緩和期間以外の期間については、兼務する他の工事がいずれも点々工事又は緩和期間中の工事であること。

留意事項

- (1) 現場代理人と専任を要する主任(監理)技術者を兼ねる場合は、当該主任(監理)技術者の兼務を認める工事を除き、他の工事の現場代理人を兼務することを認めません。
- (2) 工事の適正な施工に支障があると判断した場合は、兼務を認めないことがあります。
- (3) 変更契約や緩和期間の終了・変更等により、下記のように兼務要件を満たさなくなった場合は、現場代理人を変更していただく必要があります。
 - ① 兼務を認めた工事の請負金額が7,000万円以上(3件兼務している場合は4,000万円以上)となる場合
 - ② 点々工事又は緩和期間中の工事を除き、工事現場の相互の間隔が10km程度以内ではなくなる場合
 - ③ 「大規模・高難度」、「特殊」、「騒音・振動・交通管理の面で周囲への影響(問題発生)が懸念される」工事が、点々工事又は緩和期間中の工事以外との兼務となる場合

届出方法等(従前と同じ)

- ① 現場代理人を兼務させようとする受注者は、速やかに、別に定める「現場代理人兼務届」(以下「兼務届」という。)を発注者に2部提出してください。
- ② 発注者が兼務を認めた場合は、兼務届に確認日及び契約担当者名を記載して、1部をお返しします。(1部は発注者が保管)

兼務が認められた場合の条件

- ① すべての工事が緩和期間中である場合を除き、必ず兼務するいずれかの工事に駐在すること。
- ② 緩和期間中の工事を除き、兼務するいずれかの工事が、点々工事の場合は、原則として、点々工事以外の工事に駐在すること。
- ③ 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること。
- ④ 兼務するすべての工事現場の運営状況を把握し、発注者又は監督員が求めた場合は、速やかに他方の工事現場に向かうことができること。
- ⑤ 工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図ること。
- ⑥ 兼務する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の条件を満たしていないと発注者が判断し、新たに常駐の現場代理人を配置することを指示した場合は、これに従うこと。

常駐義務の緩和が認められる期間について

下記のいずれかに該当する場合は、現場代理人について工事現場の常駐を要しない期間を工事打合簿等で明確にすることで、常駐義務を緩和することができます。

(1) 次の各号に掲げる期間

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 香川県工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時的に中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- ⑤ その他県が認める次の期間
 - ア 工事に伴う発注者及び関係機関・関係者との打合せ協議を行う期間
 - イ 工事に伴い工場立会等を行う期間
 - ウ 建設工事を監督する上で必要となる国家資格（一級土木施工管理技士等）を受験する期間
 - エ CPD（継続教育制度）等の対象となる講習会を受講する期間
 - オ 本人の病気治療や親族の葬式に参列するなどの期間

(2) (1) 以外に、次の①及び②をいずれも満たす場合には、常駐義務を緩和することができる。

- ① 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難でないこと
- ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること